

**令和 4 年度管理不全空き家調査等業務（令和 5 年度課税分）
受託候補者選定に係る募集要項**

1 業務の名称

令和 4 年度管理不全空き家調査等業務（以下「本業務」という。）

2 業務の内容（提案募集の内容）

別紙「令和 4 年度管理不全空き家調査等業務委託業務仕様書」のとおり

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

4 業務に関する基本的事項

(1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 2 9 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

イ 本市の区域内に本店、支店又は営業所を有すること。

ウ 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 2 9 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

エ 募集開始の日から起算して過去 5 年以内に、空き家調査（空き家状況の確認及び管理不全状況の判定の両方を、1 つの契約において実施していることを要する。）業務について、受託実績があること。

オ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

カ 代表者、役員又はその使用人が刑法第 9 6 条の 6 又は第 1 9 8 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。

(2) 業務の再委託

本業務を再委託することはできない。ただし、京都市と協議を経て京都市が書面で許可した場合のみ再委託を行うことができる。

(3) 契約金額の上限

13,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

(5) 秘密保持義務

本業務に従事している者は、本業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(7) 情報公開

本業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

5 応募手続

(1) 提出物

ア 参加表明書（1部）

別紙1のとおりとする。

イ 企画提案書（4部）

別紙2のとおりとする。ただし、任意様式でも可

ウ 見積書（原本1部）

任意様式とする。

(2) 提出方法

郵送又は持参による。郵送による場合は、到達の確認を電話にて行うこと。

なお、電子メールやFAXでの提出は認められない。

(3) 提出期間

ア 参加表明書

令和4年7月1日（金）午前10時から

令和4年7月7日（木）午後5時（必着）

イ 企画提案書及び見積書

令和4年7月1日（金）午前10時から

令和4年7月14日（木）午後5時（必着）

※ 持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

京都市行財政局税務部資産税課（担当 大藏，今倉）

〒604-8171 中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

電話 (075) 213-5210

(4) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、軽易な誤りを除くほか、提案書等の内容を変更することはできない。
また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できることとする。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法等

本業務に関する質疑は質問書（様式自由）による。

ア 提出期限 令和4年7月7日（木）午後5時（必着）

イ 提出方法 電子メール又は持参による（電子メールの場合は必ず受信確認を行うこと）

ウ 提出先 京都市行財政局税務部資産税課（担当 大藏，今倉）

〒604-8171 中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

電話 (075) 213-5210

電子メールアドレス shisanzei@city.kyoto.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

すべての質問及び回答については、京都市ホームページにおいて公開することとする。

※本プロポーザルのホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) その他

ア 公平で厳正な選定を行うため、質問書による質問以外（電話，対面等）は一切受け付けない。

イ 参加表明書を提出されていない事業者からの質問，期間経過後の質問，その他審査等に関する問合せは一切受け付けない。

ウ 回答は，この要項と一体のものとして，要項と同等の効力を有するものとする。

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

- ア 提出物が期限内に提出されなかった場合は、失格とする。
- イ 提出された見積書が契約金額の上限を超えている場合は、失格とする。
- ウ 参加者が一社のみであっても、プロポーザルが成立するものとする。
- エ 下記（２）に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、提案の順位を決定する。このうち第１順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。
- ただし、合計評価点が５０点を下回る場合、受託候補者として選定しない。

(2) 評価項目

評価項目		評価事項	評価点 (100 点満点)
履行実績	空き家調査業務の履行実績	空き家調査（空き家状況の確認及び管理不全状況の判定の両方を、１つの契約において実施していることを要する。）業務の実績があるか（募集開始日から過去５年以内のものに限る。最大３件）	１５点
所在地	本店等の所在地	本店、支店の所在地が京都市内であるか。	５点
提案の 的確性	業務体制の安定性	日常の報告・連絡・相談体制の充実，研修内容及び適切な判定を行うための体制が確立されているか。	２０点
	調査対象物件の 特定方法	調査対象物件を特定するための手法等を有しているか。	２０点
	現地調査手順や建物の 損傷度を判定する基準	現地調査の実施手順を有しており，建物の損傷度（管理不全かどうか）を判定するためのノウハウを有しているか。	２０点
受託希望 金額	受託希望金額に応じて配点を行う。		２０点

(3) その他

企画提案書提出後、提案内容についてヒアリングを行うことがある。

8 選定結果の通知

(1) 受託候補者に選定された提案者への通知

第１順位の提案者に対して、受託候補者として選定された旨を文書で通知する。

(2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知

受託候補者に選定されなかった提案者に対して、選定されなかった旨及びその理由等を通知する。通知を受けた提案者は、通知を受領した日から7日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 受託候補者の選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者、評価点及び選定理由を本市のホームページ（京都市情報館）で公表する。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

10 要項に定める事項の順守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問合せ先

京都市行財政局税務部資産税課（担当 大藏，今倉）

〒604-8571 中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階

電話（075）213-5210

電子メールアドレス shisanzei@city.kyoto.lg.jp